

# 第 1 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、北海道における雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、国営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定（抽出）した約1,200事業所を対象としている。

## 3 調査期日

1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）としている。

## 4 調査及び抽出の方法

区 分	第一種事業所に係る調査	第二種事業所に係る調査
調査事業所規模	常用労働者を常時30人以上雇用する事業所	常用労働者を常時5～29人雇用する事業所
実施時期	毎月	毎月
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送により提出する郵送調査又は電子情報処理組織により提出するオンライン調査による。	統計調査員が調査事業所に対して質問し調査票を作成する実地調査又は電子情報処理組織により提出するオンライン調査による。
抽出方法	〔層化無作為一段抽出〕 経済センサス基礎調査に基づいて作成した事業所全数リストから、産業・事業所規模別に無作為に抽出している。	〔層化無作為二段抽出〕 「経済センサス調査区」を基に作成した「勤調査区名簿」から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出している。
調査期間	原則として3年とし、毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつを入れ替えるローテーション方式で調査を行っている。	18か月間とし、毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ調査区を入れ替えるローテーション方式で調査を行っている。

## 5 調査事項

- (1) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (2) 調査期間及び操業日数
- (3) 企業規模
- (4) 性別の常用労働者数・パートタイム労働者数
- (5) 常用労働者の性別の異動状況・出勤日数・所定内労働時間数・所定外労働時間数・決まって支給する給与額・特別に支払われた給与額
- (6) 常用労働者の超過労働給与額・特別に支払われた給与の名称別金額
- (7) パートタイム労働者の移動状況・出勤日数・所定内労働時間数・所定外労働時間数・決まって支給する給与額・超過労働給与額・特別に支払われた給与額
- (8) 雇用・給与・労働時間の変動に関連する事項

## 6 用語の説明

- (1) 給与に関する事項

調査事項	説明
現金給与額	賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として、使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
現金給与総額	「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計金額をいう。
きまって支給する給与 (定期給与)	労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
所定内給与	きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。
所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超え時間の労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
特別に支払われた給与 (特別給与)	労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏冬の賞与、期末手当の一時金</li> <li>・ 支給事由の発生が不定期なもの</li> <li>・ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当、6か月分支払われる寒冷地手当など）</li> <li>・ いわゆるベースアップの差額支給分</li> </ul>

(2) 労働時間に関する事項

調査事項	説 明
実労働時間数	調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれる。また、有給休暇取得分も除かれる。
総実労働時間数	所定内労働時間と所定外労働時間との合計である。
所定内労働時間数	事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間のことである。
所定外労働時間数	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことである。
出勤日数	調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 雇用に関する事項

調査事項	説 明
常用労働者	次のうち、いずれかに該当する労働者（船員法の船員を除く）のことである。 ① 期間を定めずに雇われている者 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者 なお、 ア 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与が毎月支払われている者 イ 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者 は常用労働者に含める。
一般労働者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者をいう。
パートタイム労働者	常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。 ① 1日の所定労働時間が一般のも短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
パートタイム労働者比率	調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。
入職率	調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。
離職率	調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

## 7 賞与の集計

賞与の集計は、常用労働者数 30 人以上の事業所について、夏季賞与の場合は 6 月、7 月、8 月の 3 か月間、年末賞与の場合は 11 月、12 月、翌年 1 月の 3 か月間に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者一人平均）として集計している。

## 8 指数

調査結果の時系列的利用の便を図るため、特定の年（以下「基準年」という。現在は平成 27 年である。）の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。

### (1) 指数の算定方法

ア 各月の指数の計算式

(ア) 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

(イ) 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数(北海道の持ち家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

イ 年平均の指数

指数の年平均値は、毎月の指数を単純平均している。ただし、実質賃金指数については、名目賃金指数の年平均値を、消費者物価指数（北海道の持ち家の帰属家賃を除く総合）の年平均値で除して 100 倍している。

### (2) 指数の改訂（基準時更新）

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に変更する改訂のことで、5 年ごとに行う（指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号）に基づく）。

## 9 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして北海道の規模 5 人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定した。

## 10 統計表について

この調査で作成している統計表のうち、本年報では一部の統計表のみを掲載している。掲載統計表及び非掲載統計表は次のとおりである。

実数表

○事業所規模別、性別、産業別統計表

表名は本年報掲載の統計表番号、非は非掲載統計表

集計区分	事業所規模 性別	5～29人			30～99人			100人以上			100～499人			500人以上			5人以上			30人以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
賃 金	大分類	第4表	非		第4表	非		非			第4表	非		第4表	非		第1-1表			第1-2表		
	中分類	非			非			非			非			非			第2-1表			第2-2表		
労働時間・ 出勤日数	大分類	第8表	非		第8表	非		非			第8表	非		第8表	非		第5-1表			第5-2表		
	中分類	非			非			非			非			非			第6-1表			第6-2表		
雇 用	大分類	非			非			非			非			非			第9-1表			第9-2表		
	中分類	非			非			非			非			非			第10-1表			第10-2表		

賃 金 - 常用労働者一人平均月間現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与及び特別に支払われた給与  
 労働時間・出勤日数 - 常用労働者一人平均月間出勤日数、総実労働時間、所定内労働時間及び所定外労働時間  
 雇 用 - 常用労働者数、パートタイム労働者数及びパート比率

○事業所規模別、産業別、就業形態別統計表

表名は本年報の統計表番号、非は非掲載統計表

集計区分	事業所規模 雇用形態	5～29人		30～99人		100人以上		100～499人		500人以上		5人以上		30人以上	
		一般労働者	パートタイム労働者	一般労働者	パートタイム労働者	一般労働者	パートタイム労働者	一般労働者	パートタイム労働者	一般労働者	パートタイム労働者	一般労働者	パートタイム労働者	一般労働者	パートタイム労働者
賃 金	大分類	非		非		非		非		非		第3-1表		第3-2表	
	中分類	非		非		非		非		非		非		非	
労働時間・ 出勤日数	大分類	非		非		非		非		非		第7-1表		第7-2表	
	中分類	非		非		非		非		非		非		非	
雇 用	大分類	非		非		非		非		非		非		非	
	中分類	非		非		非		非		非		非		非	

賃 金 - 常用労働者一人平均月間現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与及び特別に支払われた給与  
 労働時間・出勤日数 - 常用労働者一人平均月間出勤日数、総実労働時間、所定内労働時間及び所定外労働時間  
 雇 用 - 常用労働者数、パートタイム労働者数及びパート比率

指数表

○事業所規模別、産業別統計表

表名は本年報掲載の統計表番号、非は非掲載統計表

集計区分	5～29人		5人以上		30人以上	
	大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類
現金給与総額	非	非	第12-1表	非	第12-2表	非
きまって支給する給与	非	非	第13-1表	非	第13-2表	非
所定内給与	非	非	第14-1表	非	第14-2表	非
現金給与総額（実質）	非	非	第15-1表	非	第15-2表	非
きまって支給する給与（実質）	非	非	非	非	非	非
総実労働時間	非	非	第16-1表	非	第16-2表	非
所定内労働時間	非	非	第17-1表	非	第17-2表	非
所定外労働時間	非	非	第18-1表	非	第18-2表	非
常用雇用	非	非	第19-1表	非	第19-2表	非

- (注)1 所定外給与、特別に支払われた給与、出勤日数は指数を作成していない。  
 2 作成している指数の事業所規模は5～29人、5人以上、30人以上である。  
 3 実質賃金指数は、現金給与総額指数ときまって支給する給与指数をそれぞれ「消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)」(北海道)で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位の数値としたもの。

## 11 利用上の注意

- (1) 統計表の「産業別」は「産業大分類別」、「産業中分類別」は「製造業」及び「サービス業」のうち集計を行ったものを表している。  
また、「卸売業,小売業」は「卸売業」と「小売業」別に記載している。
- (2) 統計表中の「一括分」とは、単独で表章できない産業中分類を一区分として表章したものである。
- (3) 統計表中「特掲産業」とは、特定の産業の調査結果を得るために表章するものである。
- (4) 平成29年1月分調査結果から、指数の基準年を平成22年から平成27年に更新したことに伴い、平成22年以降の指数を平成27年=100で遡及改訂をしている。
- (5) 指数は、将来、基準時更新時に過去に遡って改訂を行うことがある。
- (6) 指数表の前年比は実数を指数化して算出しているが、指数化していない所定外給与、特別に支払われた給与、出勤日数、パートタイム労働者比率、入職率、離職率は実数により算出している。
- (7) 統計表の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (8) 調査事業所のうち30人以上の事業所抽出は、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に調査事業所全体の3分の1を入れ替える、部分入替え方式に平成30年から変更した。なお、平成30年及び31年1月分については、調査事業所全体の2分の1を入れ替える、経過的な取り扱いとなる。
- (9) 賃金、労働時間指数とその前年比は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその前年比は、労働者推計のベンチマークを平成30年1月分公表時で更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- (10) 統計表に用いた符号の用法は、次のとおりである。
  - [0] 表章単位に満たないもの
  - [-] 該当数字がないもの
  - [...] 未調査・未集計により数字が得られないもの
  - [χ] 調査事業所が少ないため数字が秘匿されているもの
- (11) 平成22年1月分調査結果から平成19年11月に改定した日本標準産業分類に基づき表章産業を変更しているため、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「サービス業(他に分類されないもの)」については平成21年以前の数値は存在しない。  
なお、平成22年以降の表章産業(新産業分類)と平成21年以前の表章産業(旧産業分類)の接続は表章産業接続表のとおりである。

表章産業接続表

平成22年以降の表章産業（新産業分類）	旧産業分類との接続	平成21年以前の表章産業（旧産業分類）
T L 調査産業計	○	T L 調査産業計
C 鉱業，採石業，砂利採取業	◎	D 鉱業
D 建設業	◎	E 建設業
E 製造業	◎	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	▲	H 情報通信業
H 運輸業，郵便業	▲	I 運輸業
I 卸売業，小売業	▲	J 卸売・小売業
J 金融業，保険業	◎	K 金融・保険業
K 不動産業，物品賃貸業	×	
L 学術研究，専門・技術サービス業	×	
M 宿泊業，飲食サービス業	×	
N 生活関連サービス業，娯楽業	×	
O 教育，学習支援業	▲	O 教育，学習支援業
P 医療，福祉	○	N 医療，福祉
Q 複合サービス事業	▲	P 複合サービス業
R サービス業（他に分類されないもの）	×	

注）旧産業分類との接続

◎：完全に接続する対応

○：産業の範囲としては厳密に接続しないが接続処理を行う産業（常用労働者の変動率が0.1%以内の対応）

▲：産業の範囲としては厳密に接続しないが接続処理を行う産業（常用労働者の変動率が3.0%以内の対応）

×：平成21年以前とは接続する産業がない産業

(12) 産業別の表章一覧は次の毎月勤労統計調査地方調査表章産業のとおりである。

毎月勤労統計調査地方調査表章産業

【表章区分】 ○ 表章産業 ● 他産業と合算して表章  
× 非表章産業 — 調査対象外の産業

(大分類)	産業分類	表章区分	統計表上の名称
	T L 調査産業計	○	T L 調査産業計
	A 農業，林業	—	
	B 漁業	—	
	C 鉱業，採石業，砂利採取業	○	C 鉱業，採石業，砂利採取業
	D 建設業	○	D 建設業
	E 製造業	○	E 製造業
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業	○	G 情報通信業
	H 運輸業，郵便業	○	H 運輸業，郵便業
	I 卸売業，小売業	○	I 卸売業，小売業
	J 金融業，保険業	○	J 金融業，保険業
	K 不動産業，物品賃貸業	○	K 不動産業，物品賃貸業
	L 学術研究，専門・技術サービス業	○	L 学術研究，専門・技術サービス業
	M 宿泊業，飲食サービス業	○	M 宿泊業，飲食サービス業
	N 生活関連サービス業，娯楽業	○	N 生活関連サービス業，娯楽業
	O 教育，学習支援業	○	O 教育，学習支援業
	P 医療，福祉	○	P 医療，福祉
	Q 複合サービス事業	○	Q 複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの）	○	R サービス業（他に分類されないもの）
	S 公務（他に分類されるものを除く）	—	
	T 分類不能の産業	—	

(中分類)

産業分類	表章区分	統計表上の名称
A01 農業	—	
A02 林業	—	
B03 漁業(水産養殖業を除く)	—	
B04 水産養殖業	—	
C05 鉱業, 採石業, 砂利採取業	×	
D06 総合工事業	×	
D07 職別工事業 (設備工事業を除く)	×	
D08 設備工事業	×	
E09 食料品製造業	●	E09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
E10 飲料・たばこ・飼料製造業	●	
E11 繊維工業	○	E11 繊維工業
E12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	○	E12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
E13 家具・装備品製造業	○	E13 家具・装備品製造業
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○	E14 パルプ・紙・紙加工品製造業
E15 印刷・同関連業	○	E15 印刷・同関連業
E16 化学工業	●	E16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業
E17 石油製品・石炭製品製造業	●	
E18 プラスチック製品製造業	○	E18 プラスチック製品製造業
E21 窯業・土石製品製造業	○	E21 窯業・土石製品製造業
E22 鉄鋼業	○	E22 鉄鋼業
E24 金属製品製造業	○	E24 金属製品製造業
E27 業務用機械器具製造業	○	E27 業務用機械器具製造業
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
E29 電気機械器具製造業	○	E29 電気機械器具製造業
E30 情報通信機械器具製造業	○	E30 情報通信機械器具製造業
E31 輸送用機械器具製造業	○	E31 輸送用機械器具製造業
E32 その他の製造業	●	E32, 20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
E20 なめし革・同製品・毛皮製造業	●	
E25 はん用機械器具製造業	●	E一括分1 (E25, 26 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業)
E26 生産用機械器具製造業	●	
E19 ゴム製品製造業	●	E一括分2 (E19, 23 ゴム製品製造業、非鉄金属製造業)
E23 非鉄金属製造業	●	
F33 電気業	×	
F34 ガス業	×	
F35 熱供給業	×	
F36 水道業	×	
G37 通信業	×	
G38 放送業	×	
G39 情報サービス業	×	
G40 インターネット附随サービス業	×	
G41 映像・音声・文字情報制作業	×	
H42 鉄道業	×	
H43 道路旅客運送業	×	
H44 道路貨物運送業	×	
H45 水運業	×	
H46 航空運輸業	×	
H47 倉庫業	×	
H48 運輸に附帯するサービス業	×	
H49 郵便業 (信書便事業を含む)	×	
I50 各種商品卸売業	●	I-1 (I50~I55) 卸売業
I51 繊維・衣服等卸売業	●	
I52 飲食料品卸売業	●	
I53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	●	
I54 機械器具卸売業	●	
I55 その他の卸売業	●	



産業分類	表章区分	統計表上の名称
I 56 各種商品小売業	●	I-2 (I 56～I 61) 小売業
I 57 織物・衣服・身の回り品小売業	●	
I 58 飲食料品小売業	●	
I 59 機械器具小売業	●	
I 60 その他の小売業	●	
I 61 無店舗小売業	●	
J 62 銀行業	×	
J 63 協同組織金融業	×	
J 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×	
J 65 金融商品取引業、商品先物取引業	×	
J 66 補助的金融業等	×	
J 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	×	
K 68 不動産取引業	×	
K 69 不動産賃貸業・管理業	×	
K 70 物品賃貸業	×	
L 73 広告業	×	
M 75 宿泊業	○	M 75 宿泊業
M 76 飲食店	●	M-括分（M 76, 77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）
M 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	●	
N 78 洗濯・理容・美容・浴場業	×	
N 79 その他の生活関連サービス業	×	N 792 家事サービス業は調査対象外の産業
O 81 学校教育	×	
O 82 その他の教育、学習支援業	×	
P 83 医療業	○	P 83 医療業
P 84 保健衛生	●	P-括分（P 84, 85 保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業）
P 85 社会保険・社会福祉・介護事業	●	
Q 86 郵便局	×	
Q 87 協同組合（他に分類されないもの）	×	
R 91 職業紹介・労働者派遣業	○	R 91 職業紹介・労働者派遣業
R 92 その他の事業サービス業	○	R 92 その他の事業サービス業
R 88 廃棄物処理業	●	R-括分（R 88～90, 93～95 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業）
R 89 自動車整備業	●	
R 90 機械等修理業	●	
R 93 政治・経済・文化団体	●	
R 94 宗教	●	
R 95 その他のサービス業	●	
L 71 学術・開発研究機関	○	特掲産業 1（L 71 学術・開発研究機関）
L 72 専門サービス業（他に分類されないもの）	●	特掲産業 2（L 72, 74 専門サービス業（他に分類されないもの）、技術サービス業（他に分類されないもの））
L 74 技術サービス業（他に分類されないもの）	●	
N 80 娯楽業	○	特掲産業 3（N 80 娯楽業）
R 89 自動車整備業	●	特掲産業 4（R 89, 90 自動車整備業、機械等修理業）
R 90 機械等修理業	●	
R 96 外国公務	—	調査対象外の産業
S 97 国家公務	—	調査対象外の産業
S 98 地方公務	—	調査対象外の産業
T 99 分類不能の産業	—	調査対象外の産業

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を用いている。

( 参 考 )

毎月勤労統計調査 調査の沿革

年 月		調 査 名	調 査 主 体	備 考
西 暦	和 暦			
1923	大正12年7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内 務 省 社 会 局	北海道ほか22府県における工場及び東京鉱務署ほか4鉱務署における鉱山合計510署
1925	14年4月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29府県の工場、鉱山
1927	昭和2年1月			調査対象に官公営工場と交通関係事業体を追加
1939	14年4月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33府県における工場、鉱山、交通関係事業体 約7,200所
1941	16年8月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体 約4,700所
1944	19年7月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体 約8,900所
1946	21年12月			調査対象に百貨店、銀行、信託業、保険業を追加
1947	22年7月			指定統計第7号に指定される
1948	23年9月		労 働 省	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理庁統計局）
1950	25年1月			毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一
1951	26年4月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	労 働 省	調査を労働省に全面移管 地方調査開始
1952	27年1月			調査対象に建設業を追加
1954	29年3月			サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」、「その他の修理業」及び「医療保険業」）を調査対象に追加
1957	32年7月	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査		乙調査と特別調査開始 常用労働者30人以上事業所 約9,300事業所 常用労働者5～29人事業所 約10,000事業所、905調査区 常用労働者30人以上事業所 約18,500事業所 常用労働者1～4人事業所 約10,000事業所、1,810調査区
1971	46年1月			サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大
1972	47年7月			調査対象に沖縄県を追加
1980	55年7月	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査		特別調査を拡充 常用労働者30人以上事業所 約 16,700事業所 常用労働者5～29人事業所 約 16,500事業所、1,914調査区 常用労働者30人以上事業所 約 22,000事業所 常用労働者1～29人事業所 約134,000事業所、4,750調査区
1990	平成2年1月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査 特別調査		甲・乙調査の統合と地方調査の拡充等 常用労働者5人以上事業所 約33,200事業所 うち常用労働者30人以上事業所 約16,700事業所 常用労働者5～29人事業所 約16,500事業所、1,914調査区 常用労働者5人以上事業所 約43,500事業所 うち常用労働者30人以上事業所 約21,500事業所 常用労働者5～29人事業所 約22,000事業所、2,561調査区 常用労働者1～4人事業所 約77,000事業所、4,750調査区
1993	5年1月	全国調査・地方調査		パートタイム労働者についての給与・労働時間等の調査項目を新設
1996	8年1月	全国調査		一般・パート別の雇用指数を公表
2001	13年1月	毎月勤労統計調査	厚生労働省	省庁再編に伴う調査主体名の変更
2002	14年1月	全国調査		一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表
2002	14年3月			毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始
2005	17年1月	全国調査・地方調査		平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始 （特別調査は平成16年調査から）
2009	21年4月			基幹統計に指定される
2010	22年1月	全国調査・地方調査		平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始 （特別調査は平成21年調査から）
2017	29年1月	全国調査・地方調査		平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始 （特別調査は平成29年調査から）
2018	30年1月	全国調査・地方調査		第一種事業所の部分入替え方式の導入